

議案第六号

土地総助谷地区ほ場整備（三工区）工事請負契約の締結についての

議決の一部変更について

次のとおり土地総助谷地区ほ場整備（三工区）工事請負契約の締結についての議決（昭和

六十三年七月十九日議決）の一部を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第

第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

平成元年三月十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

平 成元年 参月拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

四 契約金額中「四八、〇〇〇、〇〇〇円」を「五一、〇〇〇、〇〇〇円」に改める。